

東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、東大阪市住工共生のまちづくり条例(平成25年東大阪市条例第5号。以下「住工共生のまちづくり条例」という。)第9条第1項第3号に規定するモノづくり企業の立地の促進及び操業の継続を支援する施策として、モノづくり推進地域への製造業の立地に協力する土地所有者に対して補助金を交付することにより、当該地域における製造業の立地の促進、ひいては集積の維持を図ることを目的とする。

(意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、住工共生のまちづくり条例の定めるところによるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業 日本標準産業分類に定める製造業をいう。
- (2) 一団の土地 モノづくり推進地域内の250㎡以上の土地であり、東大阪市住工共生モノづくり立地促進補助金交付要綱(以下「立地促進補助金交付要綱」という。)第3条に規定される4号事業もしくは5号事業に該当する土地のことをいう。ただし、地形地物で区切られている土地は一団の土地に含めないものとする。
- (3) 企業等 モノづくり推進地域で新たに製造業を営むものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱による補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができるもの(以下「補助対象者」という。)は、一団の土地の売主であり、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 製造業の用途に使用されている一団の土地の売却であること。
- (2) 一団の土地の売却後も当該土地上で製造業が営まれること。
- (3) 補助の対象となる事業の指定申請の日の時点において、市税の滞納がないこと。
- (4) 立地促進補助金交付要綱第2条第2項に定める市外から本市へ実質的な本社(本社事務所、福利厚生施設等)を移転する場合の本社のみが立地している土地は、補助対象外とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者(以下、「暴力団等」という)は対象外とする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規

定する暴力団

(2) 東大阪市暴力団排除条例(平成24年東大阪市条例第2号)第2条第3号に規定する暴力団密接関係者

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、第1条の目的を達するために補助対象者が一団の土地を企業等に売却し、当該一団の土地上に延床面積500㎡以上の工場が新築され、製造業の用途として活用されることであり、かつ次の各号のいずれにも該当するものとする。

(以下「補助対象事業」という。)

- (1) 企業等が一団の土地の所有権移転後2年以内に操業を開始すること。ただし、建設

資材の特需、サプライチェーンの寸断等による工期の延長等、2年以内に操業を開始することが困難であると市長が認めるときはこの限りでない。

(2) 一団の土地は直近の用途が製造業用に活用されていたこと。

(3) 一団の土地の売買契約時において、補助対象者が5年以上所有していたこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の交付対象として市長が認める経費（以下「補助対象経費」という。）は、原則、当該一団の土地の売買契約金額であり、補助金の額はその売買契約金額の100分の3を乗じて得た金額以内で、500万円を限度とし、予算の範囲内で交付するものとする。ただし、一団の土地に建物があり、当該一団の土地と建物の売買契約金額を別々に記載できない場合は、その一団の土地と建物の合計の売買契約金額を補助対象経費とする。

2 補助対象者が、国・府その他公共的団体等から同様の補助金等の交付を受けた場合、または受ける予定がある場合は、当該補助金額を差し引いて、補助対象経費を算定するものとする。

3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

4 補助対象者が一団の土地を共有名義で所有している場合、補助金は当該土地の持分に応じた額を配分するものとする。

5 一団の土地を複数のものが所有している場合、補助金は当該土地の契約金額に応じて按分するものとする。

(補助対象事業の指定の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る土地の登記事項証明書

(2) 個人である申請者にあつては、住民票の写し

(3) 法人である申請者にあつては、法人の登記事項証明書

(4) 売買契約書の写し

(5) 売買契約時において、製造業を営んでいたことを証明する書類

(6) 企業等の概要が分かる書類

(7) 市税にかかる滞納状況を確認することの同意書

(8) その他別に定める書類

(指定の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請（以下「指定申請」という。）があつたときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業指定決定通知書（様式第2号）により、また、指定をすることが適当でないとき認めるときは、東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業指定不決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助対象事業の指定を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、当該指定決定に必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の指定申請の取り下げ)

第8条 指定決定を受けた申請者（以下「指定事業者」という。）は、指定申請を取り下げようとするときは、東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業指定申請取下げ届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（補助事業の変更の承認）

第9条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、すみやかに東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業変更承認書申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1） 補助対象経費等に変更が生じる場合
- （2） その他重大な変更がある場合

2 市長は、前項の規定により承認書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、東大阪市事業用地継承支援事業対策補助対象事業変更承認書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。なお、金額の変更については、指定決定通知を行った金額の範囲に限るものとする。また、補助金変更承認をすることが適当でないとき、東大阪市事業用地継承支援事業対策補助対象事業変更不承認書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

3 前項の承認には、必要に応じ条件を付することができる。

（補助対象事業の指定申請内容の変更届）

第10条 指定事業者は、前条の規定に該当しない軽微な変更を行う場合、すみやかに東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業（変更・廃止）届出書（様式第8号）を市長に提出するものとする。

（補助対象事業の指定の取消し）

第11条 市長は、指定事業者または補助対象事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助対象事業の指定決定を取り消すことができる。

- （1） 第4条に規定する要件を欠くに至ったとき。
- （2） 指定事業者が補助対象事業を取りやめたと市長が認めるとき。
- （3） 指定事業者が、偽りその他不正の手段により、補助対象事業の指定を受けたとき。
- （4） その他特に不適当であると市長が認める事由が生じたとき。

（地位の承継）

第12条 指定事業者に係る相続あるいは合併等により、当該指定事業者からこの要綱に係る補助対象事業を承継しようとするものは、市長の承認を得て、当該指定事業者の地位を承継することができる。

2 指定事業者の地位を承継しようとするものは、あらかじめ、東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業指定事業者承継承認申請書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（補助対象事業完了の報告）

第13条 指定事業者は、企業が製造業としての使用を開始したときは、速やかに東大阪市事業用地継承支援対策補助事業完了報告書（第10号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- （1） 企業等が製造業としての使用を開始したことを明らかにする書類

（補助金交付の申請）

第14条 前条に規定する事業完了報告書を提出した者で補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金交付申請者」という。）は、東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付申請書（様式第11号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 役員等名簿（様式第12号）
- (2) 市税の納付状況にかかる照会同意書

（補助金交付の決定）

第15条 市長は、前条に規定する補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査等を行い、申請者が第3条第2項に規定する暴力団等である場合を除き、補助金を交付することが適当と認めるときは、東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付決定通知書（様式第13号）により、また、補助金を交付することが適当でないと認めるときは東大阪市事業用地継承支援対策補助金不交付決定通知書（様式第14号）により、補助金交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは条件を付することができる。

（交付の請求）

第16条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の請求をしようとするときは、東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付請求書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第17条 市長は、補助事業者が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、すでに補助金の交付を受けているときは、その全額または一部の返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 暴力団等であることが判明したとき。
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき。

（書類等の整備及び保管）

第18条 補助事業者は、当該補助事業にかかる書類を整備し補助金交付後5年間保管しなければならない。

（警察署長からの意見聴取）

第19条 市長は、必要があると認めるときは、申請者又は補助事業者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

（東大阪市補助金等交付規則の適用）

第20条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）の規定によるものとする。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項（同法第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により告示された東部大阪都市計画特別用途地区のうち工業保全地区（以下「工業保全地区」と言う。）については、第2条第2号を次の通り読み替える。

「一団の土地 工業保全地区内の地形地物で区切られていない土地であり、立地促進補助金交付要綱第3条に規定される4号事業もしくは5号事業に該当する土地のことをいう。ただし、立地促進補助金交付要綱第3条に定められている基準面積の規定は適用しないものとする。」

- 2 工業保全地区については、第3条第1項第1号に定められている規定を適用しないこととする。
- 3 工業保全地区については、第4条に定められている「延床面積500㎡以上の」の規定を適用しないこととする。
- 4 工業保全地区については、第4条第2号に定められている規定を適用しないこととする。
- 5 工業保全地区については、第6条第5号に定められている規定を適用しないこととする。
- 6 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業指定申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

所在地
名称
代表者

東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付要綱第6条の規定による補助対象事業の指定を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

(添付書類)

- ① 補助対象事業にかかる土地の登記事項証明書
- ② 個人である申請者にあつては、住民票の写し
- ③ 法人である申請者にあつては、法人の登記事項証明書
- ④ 売買契約書の写し
- ⑤ 売買契約時において、製造業を営んでいたことを証明する書類
- ⑥ 企業等の概要が分かる書類
- ⑦ 市税にかかる滞納状況を確認することの同意書

様式第2号

東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業指定決定通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助対象事業指定申請について、東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付要綱第7条の規定に基づき補助対象事業として指定することを決定し、下記のとおり通知します。

記

1. 指定番号 第 号

2. 補助対象事業の実施所在地

3. 条件

- (1) 当該補助対象事業は、同要綱第4条1号に規定する企業等が一団の土地の所有権移転後2年以内に操業を開始すること。
- (2) 同要綱第11条に該当するときは、補助対象事業の指定を取り消すことがある。
- (3) 当該一団の土地において製造業としての使用を開始したときは、速やかに事業完了報告書を提出すること。

様式第3号

東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業指定不決定通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 印

年 月 日付で申請のあった東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業指定申請について、次の理由により指定できないので通知します。

理由

様式第4号

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

所在地
名称
代表者

東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業指定申請取下げ届出書

年 月 日付で申請した東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業指定申請を取下げたいので届け出ます。

取下げの理由

様式第5号

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

所在地
名称
代表者

東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業変更承認申請書

年 月 日付第 号で指定のあった補助対象事業を変更したいので、東大阪
市事業用地継承支援対策補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 指定番号 第 号

2. 変更の内容
<変更前>

<変更後>

3. 変更の理由

様式第6号

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業変更承認書

年 月 日付けで申請のありました東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業変更承認申請書について、東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付要綱第9条第2項の規定により承認しましたので通知します。

様式第7号

第 号
年 月 日

様

東大阪市長

東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業変更不承認書

年 月 日付けで申請のありました東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業変更承認申請書について、次の理由により承認できないので通知します。

理由

様式第8号

東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業事業（変更・廃止）届出書

年 月 日

（宛先）東大阪市長

指定事業者 所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け第 号により東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付要綱第7条第規定による指定のあった補助対象事業を しますので、同要綱第10条の規定により届け出ます。

記

1. 補助対象事業の指定番号 第 号

2. 補助対象事業の変更の内容（変更の場合のみ）

<変更前>

<変更後>

3. 変更または中止の理由

4. 変更または中止年月日

年 月 日

様式第9号

東大阪市事業用地継承支援対策補助対象事業者承継承認申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

申請者 所在地
名 称
代表者 氏 名

指定事業者の地位を承継したいので、東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付要綱第12条第2項の規定により申請します。

1. 補助対象事業の指定番号 第 号

2. 指定事業者の住所又は所在地

3. 補助対象事業に係る事業所の所在地

4. 承継の理由

5. 承継年月日 年 月 日

様式第 1 1 号

東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

交付申請者 所在地
名 称
(ふりがな)
代表者 氏 名

東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付要綱第 1 4 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、必要書類を添えて申請します。

1. 補助対象事業の指定番号 第 号

2. 補助金交付申請額 円

【一団の土地の売買契約書の額に 3 / 1 0 0 を乗じた額で、千円未満を切捨て、5 0 0 万円を限度とする。】

(添付書類)

- ① 役員等名簿 (様式第 1 2 号)
- ② 市税の納付状況にかかる照会同意書

(宛先) 東大阪市長

所在地
名称
代表者

役員等名簿

次の役員等名簿に記載された者が東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付要綱第3条に規定する排除対象者に該当しないことを確認するため、この名簿に記載した個人情報を所轄の警察署長に照会する場合があることについて同意します。

役職名	ふりがな 氏名	性別	住所	生年月日

備考

1. 申請日時点の役員等について記載してください。
2. この名簿には、登記事項証明書に現在、役員（代表者、監査役を含む。）として記載されている者を記載してください。
3. 書ききれない場合は、複数枚使用してください。
4. この名簿に記載されたすべての個人情報は、東大阪市個人情報保護条例（平成11年3月31日東大阪市条例第2号）の規定に基づいて取り扱うものとし、東大阪市暴力団排除条例第2条に規定する排除対象者に該当しないことの確認以外の目的には使用しません。東大阪市長がこれらの情報をもとに警察等関係機関から取得した個人情報についても同様です。

(暴力団員等でないことの誓約等)

- ・申請書に添付する役員名簿に記載の者は、いずれも暴力団員又は暴力団密接関係者に該当しません。(チェック欄：□)

様式第13号

東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 印

年 月 日付けで申請のありました東大阪市事業用地継承支援対策補助金について、次のとおり交付することを決定したので通知します。

1. 交付金額 円

2. 条件

東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付要綱に違反し、その補助事業の執行方法が不相当と認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の全部もしくは一部を返還することがある。

様式第14号

東大阪市事業用地継承支援対策補助金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

東大阪市長 印

年 月 日付けで申請のありました東大阪市事業用地継承支援補助金は、次の理由により交付できないので通知します。

理由

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、東大阪市長に対して異議申立てをすることができます。(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大阪市を被告として(訴訟において東大阪市を代表とする者は東大阪市長となります。)大阪地方裁判所に対して提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定を知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

様式第15号

東大阪市事業用地継承支援対策補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 東大阪市長

補助事業者 所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け第 号で交付決定を受けた東大阪市事業用地継承支援対策補助金を請求します。

請求金額 円

上記の補助金は、下記金融機関の口座へ振込みしてくださるよう依頼します。

記

金融機関	名称	支店名
預金種別	1 普通預金	2 当座預金
口座番号		
フリガナ		
口座名義		